

答 申

第 1 審査会の結論

長崎県知事（以下「実施機関」という。）が、平成 29 年 9 月 22 日付け 29 県北振建管第 1067 号で審査請求人に対して行った公文書不開示決定（公文書不存在）（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

1 開示請求の内容

審査請求人は、平成 29 年 9 月 15 日付けで、長崎県情報公開条例（平成 13 年長崎県条例第 1 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定により実施機関に対して、「平成 25 年 5 月 17 日から、平成 25 年 7 月 22 日までの間に、佐世保市小佐々町楠泊港に所在する柿の浦港に、漁港漁場整備法第 137 号の第 26 条に基づき県は条例を定め、その中で、同市同町の柿の浦港に避難泊地を位置づけたことを明確に証明できるもの」について、開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 本件処分の内容

実施機関は、本件開示請求に対し、平成 29 年 9 月 22 日付けで、「開示請求に係る文書は、作成していないため、保有していない。」として本件処分を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求の経緯

審査請求人は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し平成 29 年 10 月 23 日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第 3 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「本件処分を取り消すとの決定を求める」というものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書において主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 請求人が求めた回答とは異なる回答が返ってきたことによるもの。
- (2) 本件に係る事で県職員の証言や言動が刑事事件になることと本件に係る事で重大な問題になったことを解決するために、平成 25 年 5 月 17 日から平成 29 年 9 月 11 日まで、十数回に渡り、県北振興局等で協議をしてきたが、県職員の不適切な対応と組織ぐるみでの隠蔽工作をしていると確信した事、又、公の場での証言に虚偽の疑いがあることを明確にしていくためのもの。

第 4 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張は、弁明書及び口頭説明によれば、おおむね次のとおりである。

1 不開示決定（公文書不存在）とした理由について

- (1) 避難係船を可能とするための防波堤の新設にあたり、国の補助事業として、避難泊地として整備したものであるが、法令等により、避難泊地として位置づけることとはなっていない。
- (2) 避難泊地は法令等によって位置づけているものではないので、開示を求められた公文書は作成しておらず、存在しない。

第 5 審査会の判断理由

当審査会は、本件処分について、条例の趣旨に照らし審査した結果、以下のよう
に判断する。

1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、公文書の開示を請求する権利を明らかにするとともに、公文書の開示及び情報提供等の推進に関し必要な事項を定めることにより、県の諸活動を説明する県の責務が全うされるようにし、県政に対する理解と信頼を深め、もって県民参加による公正で開かれた県政を一層推進することを目的として制定されたものであり、公文書の開示請求にあっては、「原則公開」の理念のもとに、条例の解釈及び運用に当たらなければならない。

2 審査会の判断理由

当審査会において、漁港漁場整備法（昭和 25 年法律第 137 号。以下「漁港漁場整備法」という。）及び長崎県漁港管理条例（昭和 35 年長崎県条例第 25 号。以下「漁港管理条例」という。）を確認したところ、避難泊地に係る記載は見受けられず、漁港漁場整備法及び漁港管理条例において、避難泊地を位置づけること

となっているとは認められなかった。

したがって、避難泊地は法令等で位置づけるものとはなっていないため、開示請求に係る公文書は保有していないとの実施機関の説明に特段不自然、不合理な点は見受けられず、本件開示請求に対し実施機関が不開示決定（公文書不存在）としたのは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、審査請求書、反論書及び添付資料等において種々主張するが、いずれも当審査会における前記判断を左右するものではない。

4 結論

以上のことから、前記「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

審査会の審査経過

年月日	審査経過
平成30年4月19日	・実施機関から諮問書を受理
令和元年7月31日	・審査会（審査）
令和元年8月21日	・審査会（実施機関聴取及び審査）
令和元年9月6日	・審査会（審査）
令和元年9月10日	・答申

長崎県情報公開審査会委員名簿

氏名	役職	備考
植木博路	弁護士	会長
菅宜紀	長崎県立大学地域創造学部教授	
佐藤烈	長崎新聞社取締役総務局長	
朝長真生子	司法書士	
藤野美保	長崎行政監視行政相談センター 行政相談委員	会長職務代理者